

# 合 意 書

独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター（以下、甲という）と千葉県薬剤師会（以下、乙という）とは、乙の会員保険薬局における院外処方箋に係わる薬剤師法第23条第2項の取り扱いを以下の通り合意する。

なお、会員保険薬局での運用においては、患者に対して十分な説明を行い、患者の理解と同意を得て実施し、患者が不利益を被らないようにすること。

## 1 目的

甲が発行した院外処方箋の疑義について、薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたもの（以下、「疑義照会済み」という）とみなす項目を、予め甲と乙で協議し合意することで、保険調剤薬局での患者の待ち時間の短縮や、処方医の業務負担軽減を図ることを目的とする。

## 2 疑義照会済みとみなす項目

- (1) 成分名が同一の銘柄変更
- (2) 内用薬の剤形変更
- (3) 内用薬の規格変更
- (4) 鎮痛消炎貼付剤、塗布剤の包装・規格変更
- (5) 前回処方が一包化指示であったときの、一包化指示
- (6) 残薬調整のための処方日数削減
- (7) 栄養剤等のフレーバーの変更

## 3 例外

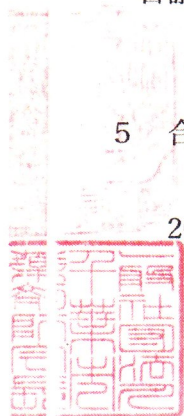
2の項目であっても、患者の同意が得られない場合や、乙の薬剤師の薬学的観点から疑わしい点があれば、疑義照会済みとみなさない。

## 4 運用方法等

合議内容の運用等の詳細は、細則に定める。

## 5 合意期間

2022年6月1日から2023年3月31日





## 6 補足

- (1) 合意内容は年度更新とし、年に1回程度、両者で確認協議する。
- (2) 合意内容を変更する場合は、両者で協議し、合意書を締結する。
- (3) 合意書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、その都度、両者で誠意をもって協議の上決定する。

本合意の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

2022年 6月 1日

甲（所在地）千葉県千葉市緑区辺田町 578 番地

（名 称）独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター

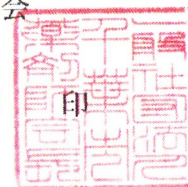
（代表者） 院長 女屋 光基



乙（所在地）千葉市美浜区幸町1丁目3番9号

（名 称）一般社団法人 千葉市薬剤師会

（代表者） 会長 日向 章太郎





### 【疑義照会済みの細則】

1. 患者に十分な説明（適正な服用、使用法、安定性、価格等）を行い、患者の理解と同意を得ること。
2. 患者の不利益にならないこと。
3. 適応・用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
4. 処方箋に「変更不可」の指示がある場合を除くこと。
5. 医療用麻薬、抗がん剤は対象外として、通常通り疑義照会を行うこと。
6. 上記の前提条件で且つ下記の（１）～（６）項目にあたる場合、疑義照会済みとみなし、処方変更の結果は当日中に所定の方法で病院へ報告すること

#### （１）成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジン錠 5mg ⇔ ノルバスク錠 5mg

\* GE 品から先発品への変更も可とする（生保は除く）

#### （２）内用薬の剤形の変更

（ア）錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤での剤形変更



(イ) 顆粒剤、細粒剤、散剤、末剤、ドライシロップ剤（固形剤調剤の場合）での剤形変更

例：アムロジン OD 錠 5mg ⇔ アムロジン錠 5mg

\*（ア）と（イ）での剤形変更は不可

\*必ず患者に説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

\*用法・用量が変わらない場合のみ可

\*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと

\*外用薬での変更は不可（軟膏⇔クリーム剤等）

(3) 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：アムロジン錠 2.5mg 2 錠 ⇔ アムロジン錠 5mg 1 錠

\*安定性、利便性の向上のための変更に限る

(4) 鎮痛消炎貼付剤、塗布剤の包装・規格変更

例：ヒルドイドソフト軟膏 25g 2 本 ⇔ ヒルドイドソフト軟膏 50g 1 本

イドメシンコーワパップ 5 枚入/袋×7 袋⇔イドメシンコーワパップ 7 枚入/袋×5 袋

\*合計処方量が同じか減る場合のみ可

(5) 前回処方が一包化指示であったときの、一包化指示

(6) 残薬調整のための処方日数削減

\*日数削減の際には簡単に理由を記載する。



例) 調節可のため／飲み忘れ(問題無い程度)／処方変更でずれたもの

\* 副作用が疑われる場合や服薬アドヒアランスにおける懸念がある場合、必要に応じトレーニングレポートや服薬情報提供書を送付する。直ちに確認が必要なものは疑義照会をすること。

#### (7) 栄養剤等のフレーバーの変更

例：エンシュア H (バニラ味) ⇔ エンシュア H (コーヒー味、黒糖)

\* その他ラコール、アミノレバン等、同じ薬剤でフレーバーの変更のみの場合。

7. 取り決めにに基づき疑義照会済となった場合、薬局では処方箋に「千葉市薬剤師会 PBPM による変更」のスタンプを押印し、合意による変更である旨を明記すること。

8. 細則 6 における疑義照会不要時連絡の「所定の方法」は、以下のように統一する。

媒体：所定の FAX 用紙

方法：薬局で内容を記載し、病院薬剤部宛に FAX する。期限は当日中とする。細則 6 から少し

でも外れる内容や疑問がある場合、事後報告は不可とするので通常通り疑義照会を行う。

#### 9. 各種問い合わせ窓口・受付時間

●処方内容等に関する疑義照会（診療、調剤に関する疑義・質疑・副作用に関すること）

受付時間 平日：9：00 ～ 17：00

(FAX：043-291-3310) (TEL：043-291-1221) (薬剤科)

●保険（保険番号、公費負担などに関すること）

受付時間 平日：9：00～17：00



(TEL : 043-291-1221) (医事係 外来担当)

【疑義照会 関係法規】

〈薬剤師法第 23 条 2〉

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した、医師、  
歯科医師または獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

〈薬剤師法第 24 条〉

薬剤師は処方せんに疑わしい点があるときはその処方せんを交付した医師、歯科医師又は  
獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤しては  
ならない。

〈医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について〉

(医政局長通知；平成 22 年 4 月 30 日)

・薬剤師が積極的に活用することが可能な業務

「薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査値オーダーについて医師・薬剤  
師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、薬学的知見の活用を通じて、医師  
等と協働して実施すること」



